掛川市広告入り窓口封筒無償提供制度実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、窓口封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「窓口封筒」とは、市が発行した証明書等を封入するため、窓口におい　て市民等に提供される封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

２　この要綱において「無償提供者」とは、窓口封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という｡）の募集、広告原稿の確認、広告主との連絡調整その他窓口封筒の作成に関する一連の業務を一括して行い、市に当該窓口封筒を無償で提供する事業者をいう。

　（無償提供者の欠格事由）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、無償提供者となることができない。

　(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第２項に規定する風俗営業者

　(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団

　(3)貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第２項に規定する貸金業者

　(4)その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者

　　ア　宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

　　イ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

　　ウ　特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ｡）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む｡）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く｡）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く｡）破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

　(6)法令、市の条例又は規則その他の規定（以下「法令等」という｡）に違反したことにより刑事

 処分、行政処分その他の措置を受けている者

　(7) 市税及び他の市町村税を滞納している者

　(8)掛川市広告掲載基準（平成29年４月１日施行。以下「掲載基準」という｡）第３条第４号から　　第８号まで及び第13号のいずれかの業種又は事業者に該当する者

　（広告主の範囲等）

第４条　広告主は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

　(1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者等又はそれらの連合体

　(2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの

　(3) その他市長が適当と認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、前条各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができない。この場合において、市長は、広告主が前条第７号の市税を滞納している者に該当しないことを確認するものとする。

　（広告基準）

第５条　窓口封筒に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内　容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

２　前項に規定するもののほか、掲載する広告の内容その他広告掲載に関する基準は、掲載基準に　規定する基準とする。

　（窓口封筒の規格等）

第６条　窓口封筒の規格等は、次のとおりとする。

　(1) 大きさ

　　ア　角型２号　縦332ミリメートル、横240ミリメートル

　　イ　角型６号　縦229ミリメートル、横162ミリメートル

　(2) 掲載位置　封筒の下部

　(3) 掲載面積　封筒の表面及び裏面の３分の１以内

２　前項各号に掲げるもののほか、窓口封筒の規格等に関し必要な事項は、別に定める。

　（無償提供者の申込み）

第７条　無償提供者になろうとする者は、広告入り窓口封筒無償提供申込書（様式第１号）に次に　掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

　(1) 提案書（様式第２号）

　(2) 封筒のデザイン案

　(3) 会社概要書、パンフレットその他事業内容の分かる書類

　(4) 資格又は免許を必要とする業種にあっては、当該資格又は免許を有することを証明する書類　　の写し

　(5) 他の市町村に事業所を有する場合にあっては、当該市町村税の完納証明書

２　前項の規定による申込みは、持参又は郵送により行わなければならない。

　（無償提供者の決定等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、承　諾の可否を決定し、広告入り窓口封筒無償提供承諾（不承諾）決定通知書（様式第３号）により　通知する。

２　市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、掛川市窓口封筒審査委員会の意見を聴か　なければならない。

３　市長は、第１項の規定により承諾の決定をしたときは、速やかに協定書を締結するものとする。

４　市長は、第１項の規定により承諾の決定をした場合において、広告の内容が第５条に規定する　基準に該当しないと認めるときは、無償提供者にその内容を修正するよう指示することができる。

　（掛川市窓口封筒審査委員会）

第９条　前条第２項の規定による諮問に応じ、無償提供者の決定の適否について審査させるため、　掛川市窓口封筒審査委員会（以下「委員会」という｡）を置く。

２　委員会は、委員長及び委員５人をもって組織する。

３　委員長は、企画政策部長をもって充てる。

４　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

　(1) 企画政策課長

　(2) ＤＸ推進課長

　(3) 納税課長

　(4) 観光交流課長

　(5) 市民課長

５　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

６　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

７　委員会の庶務は、企画政策部市民課において処理する。

　（窓口封筒の提供）

第10条　無償提供者は、第８条第１項の規定による承諾を得たときは、窓口封筒を市長が指定する　方法により、提供しなければならない。

　（窓口封筒の備付け）

第11条　市長は、前条の規定により窓口封筒の提供があったときは、市民課、大東支所及び大須賀支所の窓口に当該窓口封筒を備え付けるものとする。

２　窓口封筒を備え付ける期間は、１年間とする。

　（無償提供者の決定の取消し）

第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条第１項の規定による承諾の決定を　取り消すことができる。

　(1) 無償提供者又は広告主が第３条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

　(2) 無償提供者が第８条第４項の規定による修正の指示に応じないとき。

　（無償提供者の責務）

第13条　無償提供者は、広告の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任　を負い、速やかに当該問題の解決に対応しなければならない。

２　無償提供者は、前条第１号に掲げるもののほか、広告主に問題が生じたときは、速やかに市長　に報告するとともに、当該封筒を回収し、代替の封筒を無償提供するものとする。

　（窓口封筒設置の中止）

第14条　市長は、第12条各号に掲げるもののほか、市民等に窓口封筒を提供することが適当でない　と認めるときは、当該封筒の使用を中止することができる。

　（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成23年９月１日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、平成24年12月27日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、平成29年１月１日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、平成29年８月１日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、令和元年12月24日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この改正は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

広告入り窓口封筒無償提供申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　（あて先）掛川市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　

　　掛川市に窓口封筒を無償提供したいので、掛川市広告入り窓口封筒無償提供制度実施要綱第７　条第１項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

　　なお、無償提供者の決定のため、市税の納付状況について市長が確認することに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設　立　年　月　日 | 年　　月　　日 |
| 資本金又は基本財産 |  |
| 従業員数 | 人 |
| 直近年度の財務状況 | 総　収　入 |  |
| 総　支　出 |  |
| 当期損益 |  |
| 累積損益 |  |
| 担当部署及び担当者 | 担当部署名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| 電子メール |  |
| 過去３年間の事業実績（事業内容） | 年度  |  |
| 年度  |  |
| 年度  |  |

様式第２号（第７条関係）

提　　　案　　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 業務実施体制 |  |
| 納入までのスケジュール |  |
| 広告主の募集方法 |  |
| 広告主の見込数及び予想される広告主の業種 |  |
| 類似業務の実績 |  |
| その他 |  |

　（注）

　　１　業務実施体制の欄には、納品までの実施体制及び第三者から苦情があった場合の対応体制　　　を記入してください。

　　２　納入までのスケジュールの欄には、納入までの広告主の募集、広告内容審査、封筒作成そ　　　の他作業のスケジュールを記入してください。

　　３　その他の欄には、無償提供に関しアピールする点があれば記入してください。様式第３号（第８条関係）

広告入り窓口封筒無償提供承諾（不承諾）決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　掛川市長　氏　　　　名　印

　　　　　　年　　月　　日付けで申込みのあった広告入り窓口封筒の無償提供について、次のと　おり決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決　定　区　分 | □　承諾　　　　　　□　不承諾 |
| 承諾の内容 |  |
| 不承諾の理由 |  |